

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	江 上 聖 司 君	2 番	中 村 ひとみ 君
3 番	安 田 功 君	4 番	角 田 寛 君
5 番	藤 墳 理 君	6 番	富 田 栄 次 君
7 番	吉 野 誠 君	8 番	木 村 千 秋 君
9 番	栗 田 利 朗 君	10 番	広 瀬 文 典 君
11 番	丹 羽 豊 次 君	12 番	小 林 敏 美 君
13 番	衣 斐 弘 修 君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	中 川 満 也 君	副 町 長	若 山 隆 史 君
総 務 課 長	永 澤 幸 男 君	企画調整課長	早 野 博 文 君
税 務 課 長	橋 本 芳 朗 君	健康福祉課長	中 島 健 司 君
住 民 課 長	片 岡 兼 男 君	建 設 課 長	澤 島 精 次 君
産 業 課 長	栗 本 純 治 君	上下水道課長	高 木 一 幸 君
会計管理者兼 会 計 課 長	三 浦 高 雄 君	消 防 主 任	小 谷 好 廣 君
教 育 長	渡 辺 眞 悟 君	教育次長兼 生涯学習課長	多 賀 清 隆 君
学校教育課長	桐 山 浩 治 君		

3 職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	木 下 誠 司	書 記	青 木 隆 一
---------	---------	-----	---------

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第78号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

日程第3 議第79号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第7号）

日程第4 議第80号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

日程第5 議第81号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第6 議第82号 訴えの提起について

日程第7 議第83号 教育委員会委員の任命について

- 日程第8 議 第 84号 教育委員会委員の任命について
- 日程第9 議 第 85号 監査委員の選任について
- 日程第10 議 第 86号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第11 議 第 87号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第12 議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正について
- 日程第13 議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正について
- 日程第14 議会議案第4号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指
定の一部改正について
- 日程第15 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前 9 時00分 開議

議長（広瀬文典君） これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、会議規則第99条の規定により、7番 吉野誠君、8番 木村千秋君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

議長（広瀬文典君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に陳情が1件、監査委員からの報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告にかえ、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第78号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第2、議第78号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第78号 垂井町報酬、費用弁償及び実費弁償に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第79号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第7号）

議長（広瀬文典君） 日程第3、議第79号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。
質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 14ページ、給食センター費でございます。

150万円の工事請負費のほうで減額をされ、需用費163万7,000円の増額補正ということです。
光熱水費のほうは聞いておりますが、修繕料のほうをちょっと伺いたいですけれども、内容について聞き漏らしていたかもしれませんけれども、お答えいただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長（広瀬文典君） 学校教育課長 桐山浩治君。

〔学校教育課長 桐山浩治君登壇〕

学校教育課長（桐山浩治君） 藤墳議員の御質問にお答えいたします。

給食センター費におきます修繕料100万円の増額補正でございます。

この補正につきましては、既決額300万円の修繕料をお認めいただいていたところでございますけれども、この修繕料が不足し、今後、不測の事態に備えるということで、今のところ食器洗浄機ほか修繕が見込まれておりますけれども、これから年度末におきます、機械におきます修繕に対応できるように、今回100万円の増額補正をお願いしたものでございますので、よろしくお願いしたいと思います。

〔挙手する者あり〕

議長（広瀬文典君） 8番 木村千秋君。

〔8番 木村千秋君登壇〕

8番（木村千秋君） ちょっとお尋ねをさせていただきます。

11ページでございます。きっと文教厚生委員所管の委員会で御説明があったかと思うんですが、7番の賃金、保健師さんに関してちょっとお尋ねをさせていただきます。

当初の初日の説明で、今お見えになる臨時保健師さんで対応していかれる、これを組んだということで御説明が少しあったんですが、今年度現在、保健師さんは庁舎内含めて有資格者は何名いらっしゃるのか。あとセンターには何人配置してあるのかということと、配置基準ですね。そういったものは垂井はあるのか。

実を申しますと、西濃圏域で垂井町は保健師が少ないというお声を聞いておりまして、今回のこの補正でそうした保健師さんの役割は十分に果たしていけるのかどうかということで、この対応は十分であるのかということをお尋ねしたいです。

全協でもお話しありましたように、国保税等々の引き上げが検討されている中でありまして、その対策が、予防ですとか、そういった保健師さんの果たされるべき役割というのは本当にこれから重要だと思うんですね。今回の補正で、その分は賄い切れるのかということをお尋ねしたいです。

お尋ねさせていただきます。

議長（広瀬文典君） 健康福祉課長 中島健司君。

〔健康福祉課長 中島健司君登壇〕

健康福祉課長（中島健司君） 木村議員の御質問にお答えをいたします。

まず配置基準については、地域包括支援センター等にどうしても要ということで保健師は入っておりますが、そのほかについては明確なものはありません。

現在、保健センターで4名、地域包括支援センター1名、それと子育て支援係で1名、清風園で1名という形でございます。

今回の補正に関しましては、保健センター4名の保健師がおるところでございますが、1名が8月から介護休暇をとっておりまして、それとまた1月から産休で1名お休みをとらせていただきますので、その関係で今お願いしておる臨時職員に15日分の賃金を補正させていただくと、それで何とか対応させていただきたいというふうに考えております。現在のところ、事業等協力し合っておりますので、支障がないというふうに考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第79号 平成24年度垂井町一般会計補正予算（第7号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第80号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議長（広瀬文典君） 続いて、日程第4、議第80号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第80号 平成24年度垂井町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第81号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議長（広瀬文典君） 日程第5、議第81号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第81号 平成24年度垂井町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第82号 訴えの提起について

議長（広瀬文典君） 日程第6、議第82号 訴えの提起についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔挙手する者あり〕

6番 富田栄次君。

〔6番 富田栄次君登壇〕

6番（富田栄次君） 議第82号についてお尋ねいたします。

このたび、このような訴えの提起ということですが、その内容について、12月5日提出ということで、多分弁護士を通じてやっておられますから、提出即受理されていると思うんですが、その受理されてからですが、町長が原告で相手方が被告になるわけですけれども、被告となる相手方、争う姿勢かということですね。こちらからの訴えに対して否定するというようなことで、争うことになれば公判になると思うんですが、この公判の日程等、わかれば教えていただきたいと思います。これ初公判になると原告、町長も同席されるんじゃないかと思うんですが、それともう一つは、敗訴した場合には敗訴した側が訴訟費用を持つことになるということはよろしいわけですけれども。弁護士についての弁護士費用等、どうなっていたかを、この2点についてをお尋ねするものです。

議長（広瀬文典君） 建設課長 澤島精次君。

〔建設課長 澤島精次君登壇〕

建設課長（澤島精次君） 富田議員の御質問に答弁させていただきます。

公判の日程ということですが、まだ訴訟が始まっておりませんので、全くどのようになるかわからないという状況です。

被告については、争うという姿勢でおられますので、長引くことになるというようなことを予想しております。

それから弁護士の費用でございますが、今回、一般会計補正予算でも計上いたしたところでございますが、着手金が21万円で、その後の状況によりまして報酬金ですね。あるいは強制執行、代執行というようなことが伴いますと、それに係る費用がまた別途必要となります。

その金額については、また次年度の25年度予算で計上していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（広瀬文典君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第82号 訴えの提起については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第7 議第83号 教育委員会委員の任命について

議長（広瀬文典君） 日程第7、議第83号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） それでは、議第83号 教育委員会委員の任命についての提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会委員 宇都宮精秀氏の任期が本12月21日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第83号 教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第8 議第84号 教育委員会委員の任命について

議長（広瀬文典君） 続いて、日程第8、議第84号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第84号 教育委員会委員の任命についての提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会委員 渡邊智子氏の任期が本12月21日をもって満了するのに伴い、後任に垂井町栗原1664番地、栗田直美氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第84号 教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第9 議第85号 監査委員の選任について

議長（広瀬文典君） 日程第9、議第85号 監査委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第85号 監査委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

監査委員の太田厚氏の任期が本12月23日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め、再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第85号 監査委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第10 議第86号 人権擁護委員の推薦について

議長（広瀬文典君） 日程第10、議第86号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第86号 人権擁護委員の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の児玉信子氏の任期が来る平成25年3月31日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第86号 人権擁護委員の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第11 議第87号 人権擁護委員の推薦について

議長（広瀬文典君） 続いて、日程第11、議第87号 人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 中川満也君。

〔町長 中川満也君登壇〕

町長（中川満也君） 議第87号 人権擁護委員の推薦について、提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の栗田ゆかり氏の任期が平成25年3月31日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。
議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第87号 人権擁護委員の推薦については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第12 議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第12、議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

13番 衣斐弘修君。

〔13番 衣斐弘修君登壇〕

13番（衣斐弘修君） 議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正について、提案理由を御説明申し上げます。

このほど、地方自治法の一部が改正され、これまで条立てで規定されていた常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会が一つの条文に統合され、委員の選任等に関する条項が条例に委任されることとなりました。

このため、今回の改正は、委員の選任について改正前の地方自治法第109条第2項の規定に準じて新たに規定するとともに、特別委員の選任及び在任について、改正前の地方自治法第110条第2項の規定に準じて新たに規定するものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第2号 垂井町議会委員会条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第13、議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

13番 衣斐弘修君。

〔13番 衣斐弘修君登壇〕

13番（衣斐弘修君） 議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正について、提案理由を説明いたします。

このほど地方自治法の一部が改正され、本会議においても委員会と同様に公聴会の開催や参考人の招致ができることとなりました。

このため、今回の改正は、公聴会の開催や参考人の招致の手続について垂井町議会委員会条例第21条から第26条の2までの規定に準じて新たに規定するものであります。

また、地方自治法の一部改正により、引用条文の条項ずれが起きたため、所要の改正を行うものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第3号 垂井町議会会議規則の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議会議案第4号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定の一部改正について

議長（広瀬文典君） 日程第14、議会議案第4号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定の一部改正についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

5番（藤墳 理君） 議会議案第4号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定の一部改正についてであります。提案理由を御説明申し上げます。

平成元年9月21日に議決されました町長の専決処分事項の指定については、地方自治法第96条第1項第12号の規定による和解に関することについて明記されておりませんでした。しかしながら、地方自治法第96条第1項の定める議決事件として、和解に関することは損害賠償の額を定めることとは別に規定されており、両者は本来別個のものであることから、和解に関することを文言上明示することが妥当であると判断し、本則中に、明記するものであります。

また、自動車による損害賠償という文言をより明確にするため、町有自動車の運行による事故に係る損害賠償に改めるものであります。よろしく御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（広瀬文典君） これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議会議案第4号 地方自治法第180条第1項の規定による町長の専決処分事項の指定の一部

改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

議長（広瀬文典君） 日程第15、岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法で行いたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長において指名することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定しました。

岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員には、中川満也君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました中川満也君を岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、ただいま議長において指名いたしました中川満也君が岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と決定しました。

ただいま岐阜県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選されました中川満也君が議場におられますので、本席から会議規則第28条第2項の規定による当選の告知をいたします。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって平成24年第7回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午前9時36分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

垂井町議会議長 広 瀬 文 典

会議録署名議員 吉 野 誠

会議録署名議員 木 村 千 秋